

常滑市医療行為により免疫を失った場合の 定期予防接種再接種の助成について

常滑市民の方が、骨髓移植手術等を受けたことにより、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断され、任意接種として再接種する場合にかかる費用の一部を助成する制度です。事前の手続きが必要ですので、常滑市健康推進課（保健センター）へご相談ください。

1 対象者

次の（1）～（3）にすべて該当する方が対象となります。

- （1）骨髓移植手術等その他の医療行為により、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されている方。
- （2）予防接種の再接種日に常滑市に住民登録のある20歳未満の方。
- （3）接種済みの定期予防接種の接種回数・接種間隔が、予防接種実施規則の規定によるものであること。

2 対象となる予防接種の種類と年齢

（1）予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病であること。

- Hib（上限年齢10歳未満）
- 小児用肺炎球菌（上限年齢6歳未満）
- B型肝炎
- BCG（上限年齢4歳未満）
- 麻しん風しん
- 四種混合、五種混合（上限年齢15歳未満）
- 水痘
- 二種混合
- 日本脳炎
- ヒトパピローマウイルス感染症

（2）使用するワクチンが、実施規則の規定によるものであること。

3 助成金額

常滑市が定める予防接種委託料金を上限とする。

4 助成の流れ

(1) 事前申請

- ①再接種の前に、常滑市健康推進課（保健センター）へ事前にご連絡ください。
- ②健康推進課から「申請書」を送付します。
※申請書には医師の「理由書」の記入が必要です。
※理由書は、接種済みの定期予防接種の予防効果が期待できないと判断した医療機関に、記入を依頼してください(書類作成に費用がかかる場合があります)。
- ③記入した申請書に、母子健康手帳（接種済みの定期予防接種の接種履歴が確認できるもの）のコピーを添え、健康推進課へ申請してください。
- ④申請受理後、審査し、「認定通知書」「依頼書」「予診票」を送付します。
(10日間程度かかります)

(2) 再接種

医療機関に予約し再接種を受けてください。

接種後、接種費用を支払って、予診票（原本）と領収書を受け取ってください。

【再接種するときに医療機関に提出するもの】

- ①依頼書 ②常滑市予診票 ③母子健康手帳

(3) 接種費用の助成申請

健康推進課窓口で請求書を受け取り記入し、予診票及び領収書のコピーを添えて、提出してください。

【請求時に必要なもの】

- ①予診票（原本） ②領収書のコピー（各ワクチンの接種費用がわかるもの）
- ③請求書（窓口で配布） ④振込先の分かるもの（通帳等）

【申請時期】

申請に必要なものをそろえて接種後1年以内に申請してください。

(4) 助成金の認定・交付の決定

健康推進課から交付決定通知が送付され、指定の口座に助成金が振り込まれます。

常滑市健康推進課（保健センター）

住所 常滑市飛香台3-3-3

電話 0569-34-7000